

## 医療安全通信 第80号-1

【薬局部 医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

### 調剤前に処方医が「受講修了医師」であるか確認すべき薬剤について

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「共有すべき事例」2019年 No. 12には『処方医が受講修了医師ではないことがわかり、処方が削除になった』事例が掲載されています。

[http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing\\_case\\_2019\\_12.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2019_12.pdf)

#### ◆ 事例の内容

患者にシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000JAUが処方された。シダキュアスギ花粉舌下錠 5,000JAUは受講修了医師でないため、処方できないため、医療機関に確認した。処方した医師が受講修了医師ではないことがわかり、処方が削除になった。

#### ◆ 背景・要因

患者は、前回まで、かかりつけ医からシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000JAUの処方を受けていた。今回は、患者の依頼により、かかりつけ医とは別の医師がシダキュアスギ花粉舌下錠 5,000JAUを処方した。

#### ◆ 薬局が考えた改善策

今後も、薬剤の適正使用の観点から確認する必要がある事項の監査漏れがないよう努める。例えば、劇薬であるコンサータ錠であれば、管理システムに登録された薬剤師のいる薬局において、調剤前に処方医・医療機関・患者が管理システムに登録されていることを確認することが広く認知されているが、劇薬だけでなく普通薬のなかにも確認が必要な薬剤があることを知っておく。

#### ◆ その他の情報

シダキュアスギ花粉舌下錠 2,000JAU / 5,000JAU

○添付文書（一部抜粋）

【警告】本剤は、緊急時に十分に対応できる医療機関に所属し、本剤に関する十分な知識と減感作療法に関する十分な知識・経験を持ち、本剤のリスク等について十分に管理・説明できる医師のもとで処方・使用すること。薬剤師においては、調剤前に当該医師を確認した上で調剤を行うこと。

○インタビューフォーム（一部抜粋）

X. 管理的事項に関する項目

4. 薬剤取扱い上の注意点

(3) 調剤時の留意点について

本剤を調剤する場合、薬剤師は調剤前に以下を確認すること。

・処方医師が「受講修了医師」であることの確認（①医師名又は鳥居薬品舌下免疫療法薬 受講修了医師番号、②医療機関名）を鳥居薬品舌下免疫療法薬 登録医師確認窓口（コールセンター又は確認用サイト）にて行うこと。

#### ◆ 事例のポイント

○減感作療法薬（アレルゲン免疫療法薬）であるシダキュアスギ花粉舌下錠やシダトレンスギ花粉舌下液、アシテアダニ舌下錠、ミティキュアダニ舌下錠は、処方医が「受講修了医師」であることを確認したうえで調剤を行わなければならない。

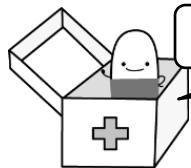
○医療用医薬品には限られた医師しか処方できない薬剤があることを踏まえ、該当する薬剤をあらかじめ把握しておくことが望ましい。それらの薬剤を調剤する際は、添付文書やインタビューフォームを熟読し、薬剤師に求められている確認を怠らない。

【原文のまま抜粋】

**減感作療法(アレルゲン免疫療法)薬**であるシダキュアスギ花粉舌下錠、シダトレンスギ花粉舌下液、ミティキュアダニ舌下錠、アシテアダニ舌下錠は、**アレルゲンを含む製剤であり、アナフィラキシー等の発現のおそれがある**ことから、安全対策の観点より、添付文書の【警告】に示されている承認条件を遵守することが求められています。医師は事前にeラーニング等を受講して「受講修了医師」として登録されることが必要で、薬局においては、**薬剤師は舌下免疫療法薬の調剤前に、処方医師が「受講修了医師」であることを確認できなければ調剤を行うことができません**。この場合には、**処方医師への疑義照会を実施し、処方箋を応需できない旨を説明**します。調剤を拒むことについては、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条（調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。）の「正当な理由」に当たることが通知されています。

旭川薬剤師会公式サイトに医療安全通信のバックナンバー、掲載資料や参考資料も掲載しています。





医療安全通信 第80号-2

【薬局部 医療安全委員会】

## 減感作療法(アレルギー免疫療法)薬 調剤時の業務手順

### ① 処方薬剤の確認

処方箋で「減感作療法(アレルギー免疫療法)薬」の薬剤名を確認する。

- ・シダキュアスギ花粉舌下錠2,000JAU/5,000JAU
- ・シダトレンスギ花粉舌下液200JAU/mLボトル/2,000JAU/mLボトル/2,000JAU/mLパック
- ・ミティキュアダニ舌下錠3,300JAU/10,000JAU
- ・アシテアダニ舌下錠100単位(IR) / 300単位(IR)

### ② 受講修了医師の確認

コールセンターまたは確認用サイトで、以下を確認する。

(1) 医師名または受講修了医師番号

(2) 医療機関名

※何れか一方でも確認できない場合には、調剤を行わず、処方医師に疑義照会を行い、処方箋を応需できない旨を説明する。なお、確認用サイトを通じて登録医師ではないことが判明した場合、コールセンターに連絡する。(医薬情報担当者(MR)が処方医師を訪問し、適正使用管理体制等の安全対策に関する説明を行うと共に、医師に対し講習会・eラーニング等の受講依頼を行う。)

シダキュア、シダトレン、ミティキュア：鳥居薬品舌下免疫療法薬 登録医師確認窓口

【コールセンター】 Tel 0120-893-146

受付時間：月～金 9：00-19：00、土 9：00-17：30（日・祝除く）

【確認用サイト】 <http://confirm.alg-immunotherapy.jp>

初回時のみログインの申請が必要

アシテア：アシテア 登録医師確認窓口

【コールセンター】 Tel 0120-310-530

受付時間：月～金 9：00-19：00、土 9：00-17：30（日・祝除く）

【確認用サイト】 [http://www.shionogi.co.jp/med/p\\_actair/pharma\\_check/](http://www.shionogi.co.jp/med/p_actair/pharma_check/)

「シオノギ製薬医療関係者向けWebサイト」の会員登録が必要

### ③ 調剤

処方医師が「受講修了医師」であることを確認できたら、調剤を行う。

### ④ 交付

- 患者が『患者携帯カード』を携帯していることを確認する。
  - ※初回処方時に、アナフィラキシーで早期にみられる症状発現時に速やかな対応を補助する『患者携帯カード』が処方医師から患者やその保護者に交付される。
  - ※『患者携帯カード』を携帯していない場合でも調剤交付は可能だが、携帯していなかった場合は、患者に常に携帯するよう指導する。
  - ※『患者携帯カード』を処方医師から交付されていない場合は、患者に対して処方医師に交付を依頼するよう指導する。
- 『患者携帯カード』の患者情報及びかかりつけ医療機関の情報の確認を行う。
  - ※記載漏れがある場合には、患者に次回診療時、処方医師に確認を行うよう指導する。
- 服薬指導用資材等を用いて、患者の本剤に関する適正使用（服用方法、副作用及びその対処方法等）の理解度を確認の上、服薬指導を行う。

『薬剤師の先生方へ 鳥居薬品舌下免疫療法薬 安全対策に関するご協力をお願い（2018年4月版）』及び『薬剤師のみなさまへ アシテアダニ舌下錠 安全対策へのご協力をお願い（2019年9月版）』を基に作成

※ 最新の情報は各製薬会社に確認してください。